

## 指定事業者による基準緩和型訪問・通所サービスの指定スケジュール等について

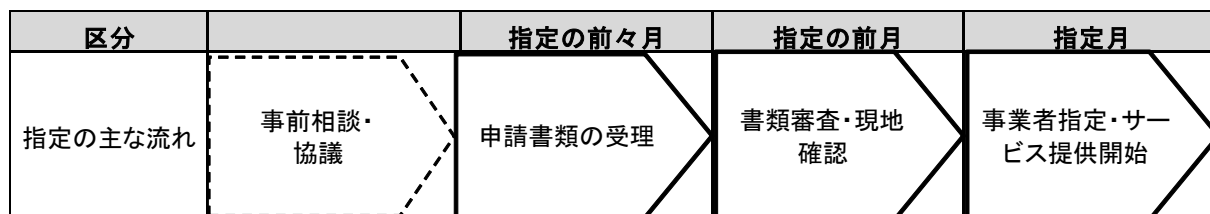
### (1) 申請スケジュール

指定訪問介護又は指定介護予防相当訪問サービス、指定通所介護又は指定介護予防相当通所サービスを実施している指定事業者が、指定基準緩和型訪問・通所サービス（緩和した基準による訪問・通所サービス）を実施する場合には、基準緩和型訪問・通所サービスの指定申請が必要となります。

基本的には、指定月の前々月末までが申請書の提出期限となりますが、基準緩和型訪問・通所サービスに係る2016年（平成28年）4月1日指定の取り扱いについては、例外的に申請書等を2016年（平成28年）3月2日から3月15日までに提出いただければ、4月1日に指定することとします。

#### 【基本スケジュール】

基本的に指定申請の流れは、事前相談・協議を経て前々月末までに指定申請書を提出し、書類審査や必要に応じて現地確認を行い、不備がなければ指定月の初日に指定事業者となります。（下図参照。）



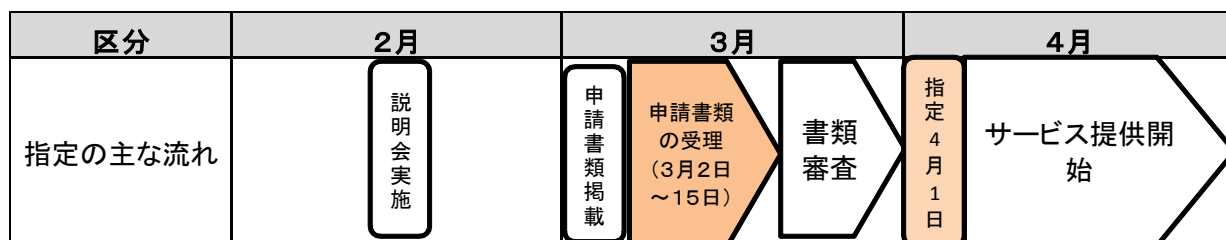
#### 【基準緩和型サービスに係る2016年（平成28年）4月1日指定のスケジュール】

2016年（平成28年）4月1日に基準緩和型訪問・通所サービスの指定を受ける場合の申請の流れは、2016年（平成28年）3月2日から3月15日までに指定申請書類を市に提出し、市で書類審査を行い、不備がなければ4月1日の指定となります。（下図参照。）

※3月16日から3月31日までに申請書類の提出があったものは、5月1日指定となります。

なお、基準緩和型訪問・通所サービスの具体的な基準等については2016年（平成28年）3月1日に高齢者支援課のホームページに掲載するとともに、申請書類様式は同日に介護保険課のホームページに掲載します。掲載内容に係る質問は2016年（平成28年）3月1日から3月4日までとし、質問に対する回答は3月9日から行う予定としております。

### (2) 指定期間・手数料について



基準緩和型訪問・通所サービスの指定期間は指定日から6年間とします。有効期間が満了する6年後については、指定更新の手続きが必要となります。審査手数料については当面の間は徴収しません。

### (3) その他

#### ア 損害賠償保険について

損害賠償保険について、現在加入している保険内容で基準緩和型訪問・通所サービスが適用されるか確認し必要に応じて保険内容を変更してください。

#### イ みなし指定事業者に係る定款について

2015年（平成27年）4月1日に介護予防相当訪問サービス又は介護予防相当通所サービスのみなし指定を受けている場合は当面の間、定款上に「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の記載があれば、定款に相当サービスに関する記載がなくても良い取り扱いとしていますが、基準緩和型訪問・通所サービスを実施する場合は、改めて定款の変更が必要となります。

なお、医療法人、社会福祉法人等については法人種別ごとに取扱いがあることから所管部局へ確認のうえ、その指示に従っていただきますようお願いいたします。

（記載例）

- ・基準緩和型訪問サービスを行う場合⇒「介護保険法に基づく第1号訪問事業」を追記
- ・基準緩和型通所サービスを行う場合⇒「介護保険法に基づく第1号通所事業」を追記

#### ウ 運営規程について

基準緩和型通所・訪問サービスの申請書を提出する際には、基準緩和型サービスの内容等を踏まえたものを提出してください。

（記載例）

##### （ア）事業の目的、運営の方針等

条例や3月1日に掲載する詳細資料等を参考に、基準緩和サービスに準じた記載とする。

##### （イ）サービスの記載（運営規程を一体で作成する場合）

「訪問介護、介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業または基準緩和型訪問事業」

「通所介護、介護予防通所介護に相当する第1号通所事業または基準緩和型通所事業」

※総合事業を実施していない市外の利用者を受け入れる場合、上記に加え「介護予防通所介護」または「介護予防訪問介護」の記載を行う。

##### （ウ）費用について

指定基準緩和型訪問サービス事業者：「訪問型サービス（独自/定率）」を記載

指定基準緩和型通所サービス事業者：「通所型サービス（独自/定率）」を記載

##### （エ）利用料の記載

指定基準緩和型訪問事業を提供した場合の利用料の額は福山市長が定める基準によるものとし、当該指定基準緩和型訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。